

# 仕 様 書 (特別高圧)

## 1 概 要

- (1) 対象建物 京都府立医科大学  
 (2) 需要場所 京都府京都市上京区河原町通広小路上る梶井町465  
 (3) 業種及び用途 大学及び病院

## 2 仕 様

- (1) 電気方式、標準電圧、標準周波数、受電方式、発電設備等  
 ア 電気方式 交流3相3線式  
 イ 標準電圧 22,000ボルト  
 ウ 計量電圧 22,000ボルト  
 エ 標準周波数 60ヘルツ  
 オ 受電方式 本線・予備線受電(2回線受電)  
 カ 発電設備

定格出力及び台数	1,600kW 2台、800kW 1台、600kW 1台	350kW 1台
用 途	非常用	常用
定 格 電 圧	6.5kV	6.6kV
系統連系の有無	無	有
アンシラリーサービス料対象容量	—	350kW

(2) 契約電力、予定使用電力量

ア 契約電力(契約上使用できる最大電力をいい、30分最大需要電力計により計量される値がこれを超えないものとする。)

- (a) 契約電力(常時電力) 6,400 kW  
 (b) 契約電力(予備電力) 6,400 kW  
 (c) アンシラリーサービス料金対象容量 350 kW

(常時供給設備等の補修又は事故により生じた不足電力の補給にあてるため、常時供給変電所以外の変電所から常時供給電圧と同位の電圧で、予備電線路により受電する。)

イ 予定使用電力量

38,479,000kWh

(令和3年12月1日から令和5年3月31日までの使用量見込)

ただし、実際に契約期間中に使用される電力量は、この値を上回り、又は下回ることが出来るものものとする。

また、その予定使用状況については、別に定める各月の電力使用計画のとおり

(3) 契約使用期間 令和3年12月1日0時から令和5年3月31日24時まで

(4) 需給地点

需要場所における京都府立医科大学の特高受電室内の「89R11」及び「89R21」断路器の電源側端子

(5) 電気工作物の財産分界点

需要場所における京都府立医科大学の特高受電室内の22,000V地中引込線

(6) 保安上の責任分界点

電気工作物の財産責任分界点に同じ。

(7) 検針日及び計量

検針日は毎月1日とし、1日に検針を行うことができない場合は、翌日以降に行うものとする。計量は、計量器により記録された値によるものとする。

(8) 代金の算定期間

代金の算定期間は、毎月1日0時から当該月の末日24時までの期間とする。

(9) 料金制度

料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制など各社ごとに設定することができるものとする。

(10) 力率

- ア 供給者は契約期間において、その1箇月の平均力率により、力率割引及び割増しを行うことができるものとする。なお、力率割引および力率割増しを行う場合は、京都府を供給区域とする一般送配電事業者の供給条件等の規定によるものとする。
- イ 力率は、その月の午前8時から午後10時までの時間における平均力率とする。単位は、%とし、小数点以下第1位を四捨五入する。(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とする。)
- 平均力率の算定式は次のとおり。

$$\text{平均力率(\%)} = \{ \text{有効電力量} / \sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2} \} \times 100$$

- ウ 契約期間における予定平均力率は、100%とする。
- (11) 燃料費調整額  
燃料費調整額は、入札時に提出した燃料費調整額の算定方法(基準燃料価格、平均燃料価格等)に基づき算定する。  
なお、契約期間中の基準燃料価格、平均燃料価格等の算定諸元の変更は認めない。
- (12) その他の割引  
その他の割引がある場合にあっては、その他の割引額は、入札時に供給者が京都府公立大学法人に提出した算定方法により算定するものとする。
- (13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金  
再生可能エネルギー発電促進賦課金は、供給者が定める供給条件等の規定によるものとする。
- (14) アンシラリーサービス料金  
発電設備系統連携サービス契約は、一般送配電事業者と需要者が直接締結し一般送配電事業者より需要者へ料金の請求を行うため、入札価格算定にあたってはアンシラリーサービス料金を対象外とする。
- (15) 契約超過金  
京都府公立大学法人は、その月に契約電力を超えて電気を使用した場合は、供給者の責めとなる理由による場合を除き、契約超過金を支払うものとする。  
なお、契約超過金の算定は、原則として供給者が定める供給約款等の規定により算定するものとし、その金額は双方協議の上で決定するものとする。
- (16) 精算金  
契約期間内に契約電力を変更する場合、供給者は、精算金を請求することができるものとする。  
なお、精算金の算定は、原則として供給者が定める供給約款等の規定により算定するものとし、その金額は双方協議の上で決定するものとする。
- (17) 支払方法  
供給者は、代金の算定後すみやかにその代金の請求を毎月行うこととし、京都府公立大学法人は、原則として供給者が定める供給約款等の規定に基づき、その代金を支払うものとする。
- (18) その他  
契約書、本仕様書及び質疑・回答書に記載なき事項については、京都府を供給区域とする一般送配電事業者の供給条件等を参考に双方協議の上で決定するものとする。  
(\*必要に応じて下線部分を変更する)

以上

# 仕 様 書 (高 圧)

## 1 概 要

- (1) 需要場所 別添資料のとおり
- (2) 住所 別添資料のとおり
- (3) 業種及び用途 大学

## 2 仕 様

- (1) 電気方式、標準電圧、標準周波数、受電方式、発電設備等

- ア 電気方式 別添資料のとおり
- イ 標準電圧 別添資料のとおり
- ウ 計量電圧 別添資料のとおり

注：計量電力量でもって、従量料金を算出するため、供給者の負担により、計量器が使用可能な状態を維持するものとする。 ※現行計量器は関西電力株式会社設置

- エ 標準周波数 別添資料のとおり
- オ 受電方式 別添資料のとおり
- カ 発電設備
  - (a) 非常用発電設備 別添資料のとおり
  - (b) 常用発電設備 別添資料のとおり
- キ アンシラリーサービス料金対象容量 別添資料のとおり

- (2) 契約電力、予定使用電力量

- ア 各月の契約電力（常時電力）は以下のとおりとする。
  - (a) 別添資料の需要場所4（京都府立大学下鴨キャンパス）は800kwとする。  
（使用電力が500kwを超えるため、固定制）
  - (b) 別添資料の需要場所4以外の需要場所については、過去1年間（その月と前11か月）の最大需要電力のうちで最も大きい値とする。（実量制）

- イ 契約電力（予備電力） 別添資料のとおり
- ウ 予定使用電力量 別添資料のとおり

（令和3年12月1日から令和5年3月31日までの使用量見込）

ただし、実際に契約期間中に使用される電力量は、この値を上回り、又は下回ることが出来るものとする。また、その予定使用状況については、次の各月の電力使用実績のとおりとする。

- (a) 各月の電力使用実績（契約電力、最大需要電力、使用電力量）  
別に定める電力使用計画及び使用実績（高圧）のとおり

- (3) 契約使用期間

令和3年12月1日0時から令和5年3月31日24時まで

- (4) 需給地点

別添資料のとおり

- (5) 電気工作物の財産分界点  
需給地点に同じ。
- (6) 保安上の責任分界点  
需給地点に同じ。ただし、取引用計量装置は、当該地域を管轄する一般送配電事業者の所有とする。
- (7) 検針日及び計量  
各月の検針日は、供給者との協議により予め定めた日とし、計量期間は、前月検針日の0時から当月検針日の前日の24時までとする。計量は、計量器により記録された値によるものとする。
- (8) 代金の算定期間  
代金の算定期間は、前月の検針日から当該月の検針日の前日までの期間とする。
- (9) 料金制度  
料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制など各社ごとに設定することができるものとする
- (10) 力率  
ア 供給者は契約期間において、その1箇月の平均力率により、力率割引及び割増しを行うことができるものとする。なお、力率割引および力率割増しを行う場合は、京都府を供給区域とする一般送配電事業者の供給条件等の規定によるものとする。  
イ 力率は、その月の午前8時から午後10時までの時間における平均力率とする。  
単位は%とし、小数点以下第1位を四捨五入する。(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とする。)  
平均力率の算定式は次のとおり。  
$$\text{平均力率}(\%) = \{ \text{有効電力量} / \sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2} \} \times 100$$
  
ウ 契約期間における予定平均力率は、100%とする。
- (11) 燃料費調整額  
燃料費調整額は、入札時に提出した燃料費調整額の算定方法(基準燃料価格、平均燃料価格等)に基づき算定する。  
なお、契約期間中の基準燃料価格、平均燃料価格等の算定諸元の変更は認めない。
- (12) その他の割引  
その他の割引がある場合にあっては、その他の割引額は、入札時に供給者が京都府公立大学法人に提出した算定方法により算定するものとする。
- (13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金  
再生可能エネルギー発電促進賦課金は、供給者が定める供給条件等の規定によるものとする。
- (14) アンシラリーサービス料金  
発電設備系統連携サービス契約は、一般送配電事業者と需要者が直接締結し一般送配電事業者より需要者へ料金の請求を行うため、入札価格算定にあたってはアンシラリーサービス料金を対象外とする。
- (15) 契約超過金

契約電力が 500kw 以上の需要場所（京都府立大学下鴨キャンパス）については、京都府公立大学法人が、その月に契約電力を超えて電気を使用した場合は、供給者の責めとなる理由による場合を除き、契約超過金を支払うものとする。

なお、契約超過金の算定は、供給者が定める供給約款等の規定により算定するものとする。

(16) 精算金

契約期間内に契約電力を変更する場合、供給者は、精算金を請求することができるものとする。

なお、精算金の算定は、原則として供給者が定める供給約款等の規定により算定するものとし、その金額は双方協議の上で決定するものとする。

(17) 支払方法

供給者は、代金の算定後すみやかにその代金の請求を毎月行うこととし、京都府公立大学法人は、原則として供給者が定める供給約款等の規定に基づき、その代金を支払うものとする。

(18) その他

ア 料金の請求は対象需要場所一括ではなく、各需要場所ごとに分けて行うこととし、京都府立大学所管の需要場所については京都府立大学へ、京都府立医科大学所管の需要場所については京都府立医科大学へ請求するものとする。（請求書の送付先は別途指定する。）

イ 契約書、本仕様書及び質疑回答書に記載なき事項については、京都府を供給区域とする一般送配電事業者の供給条件等を参考に双方協議の上で決定するものとする。

以 上

■仕様書(高圧)別添資料 (仕様書 2(1)(2)(4)関連)

	1	2	3	4
需要場所	【京都府立医科大学】 図書館棟・看護学舎	【京都府立大学】 温室兼農場	【京都府立大学】 教養共同棟	【京都府立大学】 下鴨キャンパス
需要場所住所	京都市上京区清和院口寺町 東入中御霊町410番地	京都市左京区下鴨半木町1 -5	京都市左京区下鴨半木町1 -5	京都市左京区下鴨半木町1 -5
電気主任技術者	関西電気保安協会	関西電気保安協会	関西電気保安協会	関西電気保安協会
電気方式	交流3相3線式	交流3相3線式	交流3相3線式	交流3相3線式
標準電圧(V)	6,000	6,000	6,000	6,000
計量電圧(V)	6,000	6,000	6,000	6,000
標準周波数(Hz)	60	60	60	60
受電方式	1回線受電	1回線受電	1回線受電	1回線受電
設備容量(kVA)	1,275	300	1,400	2,910
蓄熱設備	蓄熱設備 容量	なし	なし	なし
	蓄熱専用 計量装置の計 量電圧	なし	なし	なし
発電設備	非常用 発電設備	なし	なし	なし
	常用 発電設備	0	0	太陽光発電 (6kw) ガスエンジン (4kw)
アンシラリーサービ ス料金対象容量	0	0	0	4
※常時電力(kW)現 時点最大値(参考)	357	38	268	800
予備電力(kW)	0	0	0	0
使用量(予定) (kWh)	1,241,000	194,000	981,000	3,966,000
需給地点	引き込み	引き込み	引き込み	引き込み

※各月の契約電力(常時電力)について

- 4(京都府立大学下鴨キャンパス)は最大需要電力が500kwを超えるため、「800kw」固定とする。
- その他については、その月と前11か月の最大需要電力のうちで最も大きい値とする。(実量制)

■仕様書(高圧)別添資料 (仕様書 2(1)(2)(4)関連)

	5	6	7	8
需要場所	【京都府立大学】 グラウンド	【京都府立大学】 下鴨農場	【京都府立大学】 演習林	【京都府立大学】 精華キャンパス
需要場所住所	京都市左京区下鴨半木町1 -5	京都市左京区下鴨半木町1 -5	京都市左京区下鴨半木町1 -5	相楽郡精華町大字北稲八間 小字大路84
電気主任技術者	関西電気保安協会	関西電気保安協会	関西電気保安協会	関西電気保安協会
電気方式	交流3相3線式	交流3相3線式	交流3相3線式	交流3相3線式
標準電圧(V)	6,000	6,000	6,000	6,000
計量電圧(V)	6,000	6,000	6,000	6,000
標準周波数(Hz)	60	60	60	60
受電方式	1回線受電	1回線受電	1回線受電	1回線受電
設備容量(kVA)	110	450	175	350
蓄熱設備	蓄熱設備 容量	なし	なし	なし
	蓄熱専用 計量装置の計 量電圧	なし	なし	なし
発電設備	非常用 発電設備	なし	なし	なし
	常用 発電設備	0	0	太陽光発電(27kw) ガスエンジン(1kw)
アンシラリーサービ ス料金対象容量	0	0	0	1
※常時電力(kW)現 時点最大値(参考)	55	33	63	97
予備電力(kW)	0	0	0	0
使用量(予定) (kWh)	42,000	178,000	119,000	449,000
需給地点	引き込み	引き込み	引き込み	引き込み

■予定電力使用量総計 (kWh)	7,170,000
---------------------	-----------